

## 普通貯金規定等で定める 解約等に係る別途表示の期間について

一定期間ご利用のない普通貯金等の貯金口座およびキャッシュカードにつきましては、犯罪等に不正利用される事例が見受けられます。

このため、当組合では普通貯金規定等に基づき、**下記の条件**に該当する貯金口座の**解約**をさせていただくことがあります。 (\*1) (\*2)

なお、詳細につきましては窓口へお問い合わせください。

### 記

①対象貯金口座 (*3)	普通貯金口座・総合口座・貯蓄貯金口座等
②解約条件	最終の預入れまたは払戻しから下記③の期間、入出金（利息決算や未利用口座管理手数料の引き落としを除く）がない貯金口座
③期間	○未利用期間が <b>2年</b> 以上 …残高が未利用口座管理手数料額未満の貯金口座を解約  ○未利用期間が <b>10年</b> 以上 …残高にかかわらず、貯金口座を解約

長期間ご利用になっていない通帳・カード等がお手元にないかご確認ください。

(\*1) 解約されると、預入れ・払戻し（キャッシュカードのご利用も含まれます）のほか、振込入金、口座引き落とし等ができなくなります。

(\*2) 解約された貯金口座に残高があり払戻しをご希望される場合には、所定の手続きにより対応させていただきますので、窓口へお申し出ください。

(\*3) 対象となる貯金規定等については以下のとおりです。

普通貯金規定第14条第4項、総合口座取引規定第16条第5項、普通貯金無利息型（決済用）規定第14条第4項、総合口座（普通貯金無利息型）取引規定第16条第5項、貯蓄貯金規定第15条第4項、納税準備貯金規定第14条第4項、ICカード規定第16条第3項第3号、JAキャッシュカード（ローンカード）規定第16条第3項第3号、JA法人キャッシュカード（ローンカード）規定第14条第3項第2号、法人用ICカード規定第16条第3項第3号